附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第六条第一項に規定する請求書の様式は、この省令による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則別記様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○経済産業省環境省令第二号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第五十条（同法第五十九条において準用する場合を含む。）、第六十五条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）及び第八十条第二項の規定並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十一日

経済産業大臣　**齋藤　健**

環境大臣　伊藤**信**太郎

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（引取業者の標識の掲示）	（引取業者の標識の掲示）
第四十九条　（略）	**第四十九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第五十条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	（新規）
一　常時雇用する従業員の数が五人以下である場合	
二　自ら管理するウェブサイトを有していない場合	
（準用）	（準用）
第五十四条　（略）	**第五十四条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第五十九条において準用する法第五十条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	（新規）
一　常時雇用する従業員の数が五人以下である場合	
二　自ら管理するウェブサイトを有していない場合	
（解体業者の標識の掲示）	（解体業者の標識の掲示）
第五十九条　（略）	**第五十九条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第六十五条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	（新規）
一　常時雇用する従業員の数が五人以下である場合	
二　自ら管理するウェブサイトを有していない場合	